

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満

②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードを確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や、失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例)平成29年3月31日から30年3月30日まで

に失業した人：離職日翌日の属する月から平成30年度までの保険料と離職月の翌月から平成31年(2019年)7月までの高額療養費負担限度額等

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

その他の失業者の保険料軽減

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.1倍に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以上②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

固定資産税(第3期分)

納期限は10月1日(月)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に、市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納付してください。

口座振替が便利

納期限が過ぎた場合は、督促後に京都府地方税機構に徴収権限を移管します。督促手数料と滞納税額に並び

ざわざと出向くことなく、納め忘れもありません。

▽申し込み 口座振替の申し込みは、税務課収納係または市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)で行うことができます。

▽市税取扱金融機関(本店・支店。りそな銀行は支店のみ)

京都銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、関西アーバン

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

減額の要件

▽住宅と居住者 新築した日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定

を受けている人③障がいのある人

▽改修工事 2020年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

手続き

改修工事完了後3カ月以内に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを

示す書類等を添付して申請してください(必要に応じて現地確認を実施)。

■マイナンバーの記載と本人確認書類が必要で申請の際にマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーの確認と本人確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

※既にこの減額を受けた場合または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用されません。また、工事内容によって、他の制度を利用できることもありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 税務課資産税係

コミバス一日乗車券が橋本公民館でも購入可能に

9月3日(月)より、コミュニティバスやわたの一日乗車券=写真=の販売および交換(利用済み一日乗車券20枚と新しい一日乗車券1枚との交換)が橋本公民館でもできるようになります。



▽販売・交換場所 管理・交通課(市役所2階)、橋本公民館、市民体育館、生涯学習センター、流れ橋交流プラザ四季彩館(販売のみ)

◆問い合わせ 管理・交通課

宝くじ助成金でテントなどを整備

八幡市第一区は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業(宝くじ助成金)を活用して、テント=写真=・音響機器の整備

を行いました。
◆問い合わせ 市民協働推進課

ごみ出しのお願い

●水銀廃棄物の分別収集にご協力ください
体温計、血圧計、蛍光灯などの水銀使用製品を家庭ごみに出す場合は、燃やさないごみの日に他のごみと混ぜずにお出してください。

●ごみ出しは、45%以下の無色透明または白色半透明の袋で色つきの袋や中の見えない袋は分別を確認できないため収集できません。無色透明または白色半透明の袋であれば、文字が入っていても収集できます。

また、プラスチック製容器包装は、処分場にて開封後、手作業で選別しています。袋の中に他の袋を入れる多重袋は機械での開封が困難になるため、収集できないことがあります。ご協力よろしくお願い致します。

23日(日・祝)は「まちかどのごみ」ゼロの日



9月23日(日・祝)を「まちかどのごみ」ゼロの日として、道路や公園の一斉清掃を実施します。ご協力い

▲6月の清掃活動の様子(ささなみ公園周辺)

ただける人は午前9時、活動しやすい服装で①または②の清掃(集合)場所にお集まりください。軍手やごみ袋は用意します。

◆問い合わせ 環境業務課

市内の一斉清掃に参加を!